

令和2年第3回臨時会

中川村議会会議録

中川村議会

令和2年第3回中川村議会臨時会議事日程

令和2年11月27日(月) 午後4時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第2号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第4号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(10名)

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	鈴木絹子
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
総務課長	中平仁司		

職務のために参加した者

議会事務局長	井原伸子
書記	座光寺てるこ

令和2年第3回中川村議会臨時会

会議のてんまつ

令和2年11月27日 午後4時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまより令和2年第3回中川村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 冒頭に御挨拶を申し上げます。

5月に新型コロナウイルス感染症対策関連の第1回の臨時会、7月に豪雨災害での被災復旧関連の第2回臨時会に続きまして中川村議会第3回臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員、定刻に御参集をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

今年、6月中旬から7月の末までの間の異様な長雨に見舞われました。長野県南部を中心に豪雨災害に見舞われたところがございます。本村もその例外でなく、国道、村道などの道路、広域林道陣馬形線及び四徳東線などの林道など、多くの公共施設が被災するばかりか、土石流も発生するなどの自然災害に苦しめられました。

農作物は、長雨の後に高温、乾燥が続いたことで、米の作況指数については上伊那が100と平年並みの作柄となりましたが、果樹に関しましては、桃は病害果が多く、収量が少なく、梨につきましては、糖度は高い半面、割れた果実が多く、収量は少なく、村の主力でありますリンゴにつきましては、割れ、変形果が多いなど、天候による影響を大きく受けた年であったと考えております。

新型コロナウイルス感染症の発症者が近隣で確認されたことを受けまして、村の文化祭、ステージ発表の部は、無観客で演技等を録画しケーブルテレビで配信する初めての試みとなりましたが、社会体育館を会場としました展示の部では、多種多彩な作品が寄せられ、見応えがあったところであります。

JR飯田線には秘境駅が集中していることから秘境駅マニアのための企画、急行秘境駅号が豊橋―飯田間を走り、運行10年になります今年、伊那田島駅が200位ぎりぎりにランクされたことで、11月13、14、15日の3日間、駒ヶ根駅を始発とする秘境駅号が走ったところであります。村観光協会の役員を中心に中川村と果物の里を宣伝する催しを伊那田島駅で行ってまいりました。延べ600人弱の乗客の皆さんに乗車記念にリンゴの配布を行ってまいりました。

中部直轄河川治水懇談会が東京都で開催をされまして、天竜川上流治水期成同盟会の役員でありますので、この会議に出席し、中部5県選出の国会議員に対して葛島地区住民の方々の長年の要望でありました南向堤防整備事業着手の礼を申し上げると

もに、釜淵狭窄部があるために十数年ごとの天竜川増水のたびに堤防を越えて後背農地が全面冠水する小和田地籍の安心と安全を確保するために早期の堤防整備の計画課と事業着手を発言してまいりました。

抑えられていたかに見えました新型コロナウイルス感染者が爆発的に増えております。第3波の到来は、人の行動に制限を加え、経済活動をさらに委縮させるばかりか、行政が行います調査活動にも大いに影響を及ぼしております。国家公務員の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが合理的でありますので、例年、人事院は8月には政府に対して勧告を行っております。しかし、コロナウイルスが及ぼす経済、民間給与の実態把握に時間を要したところでもあります。民間のボーナスに当たります期末勤勉手当の支給月調査及び民間給与との格差について比較検討し、給与体系である俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることを踏まえた勧告が行われたところでもあります。

本日の会議には、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当を民間の支給月数を反映し月数を減じ、常勤特別職の期末手当に関しても一般職職員の給与を定める条例に規定をしておりますことから同月数を減じる提案でございます。

村議会議員の報酬につきましては、性質が異なり、議員報酬に在り方を議会独自の調査研究されていることを承知の上でございますが、常勤特別職の期末手当支給月数減に鑑みて期末手当の支給月数減の提案をするものでございます。

国家公務員手当支給減額の遅い勧告となりました事情を御賢察いただきまして、何とぞ、慎重な御審議の上、全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会の御挨拶といたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により9番 鈴木絹子議員及び1番 片桐邦俊議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

例規集は、1巻781ページからとなります。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて村の一般職の職員の給与改定を行うた

め本案を提出するものであります。

人事院が本年10月7日、国家公務員の期末手当及び勤勉手当——いわゆる特別給と申しますが、について政府に勧告を行いました。内容は、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較して特別給を年間0.05月引き下げるというもので、期末手当の支給月数に反映させるというものであります。

人事院の勧告は例年8月上旬頃までに行われておりますが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって民間給与の調査が大幅に遅れたため、12月が支給期となる特別給に関する勧告が先行して行われました。月例給に関する報告は10月28日に行われ、今回は、民間給与との格差がマイナス0.04%と極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととされました。

人事院勧告に従った給与関係法の改正法案は、本日、参議院本会議で可決され成立の運びとなりました。

当村でも国家公務員の給与改定に準じて一般職の給与改定を行うものであります。

改正内容であります。裏面、本則の第1条におきまして条例第24条第1項及び第2項の一般の職員及び特定幹部職員の期末手当基礎額に係る支給率をそれぞれ100分の5引き下げます。このことにより本年12月期に支給する期末手当が100分の5減額になります。

続いて第2条であります。第1条で条例第24条を改正して100分の5引き下げた期末手当を6月と12月とに平準化するように、期末手当基礎額に係る支給率を100分の2.5増やします。

実施時期は公布の日からといたしまして、本案をお認めいただきましたら直ちに公布をいたします。

本則第2条に関しては、令和3年度からの施行といたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第2号について提案説明をいたします。

例規集では、第1巻1187ページからとなります。

提案理由は、一般の職員で常勤の者の給与改定に準じて会計年度任用職員の期末手当の改定を行うため本案を提出するものであります。

会計年度任用職員の待遇は基本的に常勤の一般職に準じることとなっておりますので、期末手当につきましても同様に改定を行うものであります。

改正内容であります。第1条では、条例第7条第1項第2号において報酬の額に乘じる率を100分の5引き下げます。

また、第2条では、第1条で100分の5引き下げた期末手当を6月と12月とに平準化するように100分の2.5増やします。

実施時期は公布の日からとし、本案をお認めいただきましたら直ちに公布をいたします。

本則第2条に関しては、令和3年度からの施行といたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号について提案説明を申し上げます。

例規集は、第1巻721ページからとなります。

提案理由であります、人事院勧告に準じて村の一般職の職員の給与改定を提案させていただきますので、村長、副村長及び教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提案するものであります。

改正内容ですが、第1条では、条例第2条第2項の期末手当の支給月数を100分の5引き下げます。

第2条では、第1条で100分の5引き下げた支給月数を6月と12月とに平準化するように100分の2.5増やします。

実施時期は公布の日からとし、本案をお認めいただきましたら直ちに公布をいたします。

本則第2条に関しては、令和3年度からの施行といたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 中川村議会の議員の議員報酬を及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第4号について提案説明をいたします。

例規集は、第1巻703ページからとなります。

提案理由といたしましては、今回、特別職の職員で常勤の者の給与改定を提案させていただきますが、これまでの当村における経過を踏まえまして議員の皆様様の期末手当も同様に改正させていただきたく本案を提出するものでございます。

改正内容ですが、第1条では、条例第5条第2項において期末手当基礎額に乗じる率を100分の5引き下げます。

第2条では、第1条で100分の5引き下げた期末手当を6月と12月とに平準化するように100分の2.5増やします。

実施時期は公布の日からとし、本案をお認めいただきましたら直ちに公布をいたします。

本則第2条に関しては、令和3年度からの施行といたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 第3回臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいま提案をいたしました4議案につきまして原案どおり御承認をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威は、全世界で6,000万人の感染、140万人の死者となっていると新聞報道にありました。

日本においても連日2,000人前後の感染者が生み出され、感染者総数は13万人を超え、2,000人の死者を出す事態になっております。

台湾においては発症がほぼゼロに抑えられていると聞いており、一方で経済の収縮を招いているとの報道も聞いてはおりません。

人口1億2,000万人の日本としては、感染者が少ないと見るか、経済活動のバランスを取りつつ感染症蔓延対策の結果の数と見るかは様々だと思いますが、上伊那地域でも感染者が出始めていることを注視する必要があります。

村商工会会員の皆様に向けて新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてという依頼文書を発出いたしました。年末に向かい忘年会が開催される時期でありますけれども、村内の飲食業の皆様には改めて感染対策を万全にして営業の継続をしていただ

くことを要請するとともに、飲食店を利用する我々もウイルス等の除菌、体温測定で健康状態をチェックするとともに、感染拡大地域には不要不急の外出をしないことを徹底する必要があります。

恐縮ではありますが、臨時会に引き続き1週間後には定例会をお願いしてあります。

新型コロナウイルス感染の波が押し寄せておりますけれども、この波を乗り切っていかなければなりません。議員各位にもつつがなく乗り切っていただきますようお願いし、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって令和2年第3回中川村議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時23分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____